

市第 77 号議案 横浜市港湾施設使用条例の一部改正

1 改正の目的

横浜市港湾施設使用条例において使用許可している一部の工作物使用料については、道路法による道路占用料に準じています。

平成 29 年 4 月の道路法施行令の改正による道路占用料の改定に伴い、港湾施設の目的外使用料の改定、端数処理方法の変更及び使用料の急激な負担の増加を軽減する経過措置の適用について改正します。

2 改正の概要

(1) 道路占用料改定に伴う目的外使用料等の改正

ア 港湾施設の目的外使用料の改定

港湾施設使用料の料金単価を改定します。主な料金単価については以下のとおりです。

<新旧対照表>

種 別	単 位	現 行	改正案
第一種電柱（3条以下の電線を支持）	本/年	2,500 円	3,000 円
第一種電話柱（3条以下の電線を支持）	本/年	2,200 円	2,700 円
地下電線その他地下に設ける線類	m/年	13 円	16 円
埋設管（外径 0.07m未満）	m/年	92 円	110 円
標識	本/年	3,500 円	4,400 円

イ 端数処理方法の変更

使用物件の長さ等について、現行は小数以下の端数を切り上げて使用料を算出していますが、小数第 2 位未満の端数を切り捨てて使用料を算出します。

ウ 使用料の経過措置

使用料の急激な負担の増加を軽減するため、平成 30 年度の使用料額は、使用物件ごとに算出した前年度の使用料額と比較して、1.2 倍を超える場合には、経過措置として 1.2 倍の使用料額とします。

(2) 港湾施設の用途廃止による料金規定等の改正

大黒ふ頭の鉄鋼貨物荷役用の水平走行式引込起重機を平成 29 年度末に使用廃止するため、関係条文を削除します。

3 施行予定日

平成 30 年 4 月 1 日